

◇原子力災害対策初期段階における即応体制の確保

福島第一原発事故を踏まえ、事故の初期段階から迅速な対応をするため、地震・津波などの自然災害が発生した場合も含め、大規模な事故に発展する可能性が考えられる段階から準備体制をとることとし、さらに、これまでより早い段階から村の災害対策本部を設置することとしました。

◇運用上の介入レベル(OIL)の導入

村内全域（老部・白糠・小田野沢地区を除く）については、放射線の測定結果などに応じて、避難を実施しますが、新たに原子力災害対策指針で定められた基準（OIL）に基づき実施することとしました。

また、飲食物の摂取、出荷の制限、除染などについても、原子力災害対策指針で定められた基準（OIL）に基づき実施することとしました。

◇広域避難への対応

原子力災害対策重点区域の拡大により、村内全域に避難の可能性があることから、他市町村へ避難する広域避難について、避難先の市町村と調整しながら実施することとしました。

◇複合災害への対応

東日本大震災・福島第一原発事故を踏まえ、地震・津波などの自然災害と原子力災害が同時に発生した場合を想定し、通信ルートの多様化や要員や資機材の不足への対策などを定めました。

◇災害の長期化への対応

福島第一原発事故を踏まえ、災害が長期にわたる場合を想定し、村職員の確保や応援の体制、物資の確保、及び役場の機能が移転する場合の対策などを定めました。

◇災害時要援護者等への対応

高齢者・障害者・外国人・乳幼児・妊産婦および傷病者や入院患者など、災害時に支援を必要とする方々に速やかに必要な対応ができるよう、あらかじめ支援体制をつくることとしました。

◇安定ヨウ素剤の事前配布を含めた措置

原子力発電所で大規模な事故が起こった場合に、速やかに安定ヨウ素剤を飲めるように、老部・白糠・小田野沢地区（直ちに避難する地区）に、あらかじめ安定ヨウ素剤を配布するなど、必要な体制をつくることとしました。ただし、配布の方法や服用の基準については、国において検討中であるため、これらが決定した後で、具体的に計画に反映し、実施することとしました。

※地域防災計画（原子力編）の詳細については、原子力対策課ホームページ「東通村と原子力」の「原子力防災」のページをご覧ください。URL：http://www.atom-higashidoori.jp/04_bousai/index.html

＜お問い合わせ先＞ 東通村 原子力対策課 ☎ 27-2111